

行政情報等掲載冊子「津山市暮らしの便利帳」共同発行业者選定に関する  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、行政情報等掲載冊子「津山市暮らしの便利帳」の共同発行业者となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 行政情報等掲載冊子「津山市暮らしの便利帳」共同発行協定
- (2) 業務内容 地域の生活情報等紹介記事の企画、行政情報等冊子全体の掲載レイアウト、編集、広告募集、印刷製本、市内全戸配布  
※市は行政情報の提供、原稿校正、広告審査等を行う
- (3) 業務期間 令和4年7月から令和5年3月まで

3. 見積上限額

市費の負担なし  
共同発行业者が全額負担

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

- 令和4年5月20日（金）：公募開始（ホームページ及び公告板）
- 令和4年5月27日（金）：質問提出〆切
- 令和4年6月1日（水）：質問回答予定（ホームページ）
- 令和4年6月8日（水）：参加申込〆切
- 令和4年6月10日（金）：参加資格審査通知送付
- 令和4年6月22日（水）：企画提案書等の提出締切
- 令和4年6月24日（金）：審査委員会第1次審査（3者以上提出の場合）  
第1次審査結果通知（実施時のみ）
- 令和4年6月27日（月）：審査（プレゼンテーション審査）
- 令和4年7月13日（水）：指名委員会へ付議
- 令和4年7月14日（木）：審査結果の通知、結果の公表
- 令和4年7月20日（水）：協定の締結

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、候補者決定までの間に、これらの参加資格の要件を満たさな

くなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 津山市物品等指定業者に、市内業者又は市外業者として登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示津山市水道事業管理規程第1号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までに上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 平成31年4月1日以降に、地方公共団体または国の印刷物の制作業務等を受注した実績があること。

## 6. 質問・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式第5号）により、提出場所へ直接、ファクシミリ又は電子メールで提出し、直接提出以外の方法での提出の際はその旨を電話連絡すること。これ以外の方法による質問は受付しない。
- (2) 提出期限 令和4年5月27日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出場所 企画財政部秘書広報室  
FAX：（0868）32-2152  
Eメールアドレス：kouhou@city.tsuyama.lg.jp
- (4) 回答方法 津山市企画財政部秘書広報室のホームページにて、質問及び回答を公表。  
アドレス：city.tsuyama.lg.jp/8941
- (5) 回答日時 令和4年6月1日（水）予定
- (6) 回答の取扱 質問に対する回答内容は、本実施要領、仕様書その他関係書類の記載事項に関する追加又は修正事項として取り扱うものとする。

## 7. 参加申込・参加承認

- (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、「津山市暮らしの便利帳」共同発行事業仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。ただし、令和3・4年度津山市物品等指定業者として登録のある者は、次の書類のうち、イ・エ・オ・カ・キ・ク・ケの書類を省略することができる。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第3号）

エ 法人の国税の納税証明書の写し

（令和4年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

オ 法人の岡山県税の納税証明書

（令和4年4月1日以降証明分。岡山県に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）

カ 津山市及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村発行の市税等の納税証明書（令和4年4月1日以降証明分。滞納がないことが確認できること。）

キ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し

（令和4年4月1日以降証明分）

ク 印鑑証明書

ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

コ 営業実績書（様式第4号）

サ 会社概要書

(2) 提出期限 令和4年6月8日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

企画財政部秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL (0868) 32-2029 FAX (0868) 32-2152

(5) 参加承認

ファクシミリ及び郵送にて、令和4年6月10日（金）に参加の可否を送付する。

## 8. 企画提案書提出

(1) 提出書類

以下、各8部を提出すること。なお、8部のうち1部を正本として社名の記載があるものを作成し、7部は副本として社名の記載はせず、応募者が特定できるよう

な社名・ロゴ等を記載しないこと。

- ①本件の共同発行事業者となった場合の業務処理体制  
(人員体制、業務フロー等)
- ②配布までのスケジュール表
- ③申込事業者の独自企画の分かる資料
- ④ページ見本A (地域情報や広告案等のレイアウト案を視覚的に作成)
- ⑤ページ見本B (津山市ホームページの情報から行政情報の編集案を視覚的に作成  
※他市のホームページを利用したものでも可)  
※④・⑤は、本件と同様の情報誌を他の地方公共団体又は国と共同発行した当該  
情報誌のカラーコピー (計4ページ以上で適宜) に替えることができる。  
なお、このときは、当該情報誌を実物見本として2部提出すること。
- ⑥規格及び仕様書 (便利帳のページ数及び総発行部数)
- ⑦申込事業者の広告掲載基準の有無 (ある場合のみ)
- ⑧配布計画書

(2) 提出期限 令和4年6月22日 (水) 17時まで (必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送 (書留又は簡易書留) の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市企画財政部秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

## 9. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 第1次審査 (書類審査)

提出された企画提案書等を別紙「審査基準」に基づき、審査を行う。

審査の結果、上位2者を第2次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果を書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が2者に満たない場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

(2) 第2次審査 (プレゼンテーション等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対して、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

なお、応募が1者のみの場合であっても審査を実施するものとし、評価点が基準点として6割以上となったときは、当該事業者を候補者とし、6割未満となったときは適格と認められる事業者がないものとして、候補者を特定しない場合もある。

開催日程 令和4年6月27日(月)午前10時から市役所会議室にて(予定)

#### 10. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

#### 11. 審査結果

第2次審査の結果については、以下のとおり第2次審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 第2次審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和4年7月中旬

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

#### 12. 協定

最優秀提案者と協定に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行う。なお、協議により最優秀提案者と協定ができない場合は、次点者と協定について協議するものとする。

#### 13. 情報公開

第2次審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する)

(2) 評価順位及び点数

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定(開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの)に基づき開示しないものとする。

#### 14. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 15. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面(任意様式)により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 津山市の事業費負担が生じる見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

### (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。企画提案書等に含まれる著作権、特許権等、日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- (5) 2次審査において最優秀者の評点が同点の場合においては、後日くじ引きにより選出する。提出書類「サ 企画提案書」について再度説明を求め、該当審査項目において再審査を行う。
- (6) 審査の結果、適切な候補者がいない場合または応募がない場合は、候補者に該当がないものとして再募集することがある。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 共同事業者は、業務終了前に事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を終えた後、書面により詳細な報告及びその後の方針案を提出する。

## 16. 問合せ先

津山市企画財政部秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2029 FAX (0868) 32-2152

mail : kouhou@city.tsuyama.lg.jp 担当者：横部<sup>よこべ</sup>